

社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 介護分野就職支援金貸付実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付実施細則（以下「実施細則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの申請)

第2条 介護分野就職支援金（以下「就職支援金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「新規借受人」という。）は、貸付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、宮崎県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 世帯全員の最新の所得証明書（学生、生徒及び未就学児等所得のない者を除く）
- (3) 連帯保証人の最新の所得証明書
- (4) 介護分野就職支援金利用計画書（別記様式第3号）
- (5) 介護分野に就職するにあたり受講した研修等の修了証明書の写し
- (6) 雇用（内定）に関する証明書（別記様式第4号）
- (7) 個人情報取り扱い同意書（別記様式第5号）
- (8) その他会長が必要と認める書類

(貸付けの決定等及び通知)

第3条 会長は、前条の貸付申請書を受理したときは、審査の上、就職支援金を貸し付ける、又は貸し付けないことを決定し、貸付等決定通知書（別記様式第6号）によって申請者に通知するものとする。

(借用証書等の提出)

第4条 前条の規定により就職支援金を貸し付ける旨の決定通知を受けた者は、会長が定める日までに借用証書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 振込口座届出書（別記様式第8号）
 - (2) 借受人及び連帯保証人の印鑑証明書
- 2 決定の通知を受けた者が前項の日までに前項の借用証書を会長に提出しなかったときは、その者は就職支援金の貸付けを辞退したものとみなす。

(連帯保証人の変更)

第5条 借受人は、連帯保証人の死亡、破産その他の理由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届（別記様式第9号）に新連帯保証人の所得証明書と印鑑証明書を添えて会長に提出しなければならない。

(就職支援金の交付)

第6条 就職支援金の交付は、交付のお知らせ（別記様式第10号）によって借受人へ通知すること

とし、交付の時期は、新規借受人から借用証書等の必要書類の受領後、速やかに交付する。

(返還の債務の免除申請)

第7条 貸付実施細則第6条又は第9条の規定による就職支援金の返還の債務の免除を受けようとする者は、返還債務免除申請書(別記様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 介護職員等の業務に従事した場合にあっては、貸付条件となる研修等の修了証書の写し及び返還免除対象業務従事期間証明書(別記様式第12号)
- (2) 前号の場合以外の場合の状況にあっては、その状況を証明する書類

(返還の債務の免除決定)

第8条 会長は、貸付実施細則第6条又は第9条の規定による就職支援金の返還の債務の免除をし、又は免除しないことを決定したときは、返還債務免除等決定通知書(別記様式第13号)によって申請者及び連帯保証人に通知するものとする。

(返還方法の申出)

第9条 貸付実施細則第7条第1項の規定により就職支援金を返還しなければならない者は、返還の理由が生じた日から起算して20日以内に返還方法申出書(別記様式第14号)を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の返還方法申出書を提出した後にその返還方法を変更しようとする者は、返還方法変更申出書(別記様式第15号)を会長に提出して、その承認を受けなければならない。

(償還の通知)

第10条 会長は、貸付実施細則第7条第1項の規定による就職支援金の返還の承認をしたときは、償還開始のお知らせ(別記様式第16号)、償還計画表(別記様式第17号)、払込票によって、申出者及び連帯保証人に通知するものとする。

- 2 会長は、償還が滞る者に対し、督促状(別記様式第18号)により通知するものとする。
- 3 会長は、借受人の返還が完了したときは、返還完了のお知らせ(別記様式第19号)により、借受人及び連帯保証人に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予の申請)

第11条 貸付実施細則第8条の規定による就職支援金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(別記様式第20号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 介護職員等として従事している場合にあっては、貸付条件となる研修等の修了証書の写し及び業務従事届出書(別記様式第21号)
- (2) 前1号の場合以外の状況にあっては、その状況を証明する書類

(返還の債務の履行猶予の決定)

第12条 会長は、貸付実施細則第8条の規定による就職支援金の返還債務の履行猶予をし、又は猶予しないことを決定したときは、返還猶予等決定通知書(別記様式第22号)によって申請者に通

知するものとする。

(届出)

第13条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に定める書類により会長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。借受人住所等変更届出書(別記様式第23号)、証明する書類(戸籍抄本、住民票等)
- (2) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。連帯保証人住所等変更届出書(別記様式第24号)、証明する書類(戸籍抄本、住民票等)
- (3) 貸付実施細則第8条第1項第1号の規定による就職支援金の返還債務の履行猶予を受けている者が、従事先を変更したとき。従事先変更届出書(別記様式第25号)
- (4) 貸付実施細則第8条第1項第1号の規定による就職支援金の返還債務の履行猶予を受けている者が、介護職員等の業務に従事することを中止したとき。退職届出書(別記様式第26号)
- (5) 貸付実施細則第8条第1項第2号の規定による就職支援金の返還債務の履行猶予を受けている者が当該猶予を受ける原因となった事由に変更が生じたとき。返還猶予事由変更届出書(別記様式第27号)

2 連帯保証人は、その連帯保証に係る借受人が死亡したときは、遅滞なく借受人死亡届出書(別記様式第28号)にその事実を証明する書類(住民票の除票等)を添えて、会長に提出しなければならない。

(現況報告)

第14条 貸付実施細則第8条の規定による就職支援金の返還債務の履行猶予を受けている者は、毎年4月1日現在の状況について、4月30日までに借受人現況報告書(別記様式第29号)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 介護職員等の業務に従事している場合にあつては、返還免除対象業務従事期間証明書(別記様式第12号)
- (2) 前1号の場合以外の状況にあつては、その状況を証明する書類

(補則)

第15条 この実施細目に定めるもののほか、就職支援金の貸付けに関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この実施細目は、令和3年9月1日から施行する。